

地方創生に貢献するサーキュラーエコノミー（循環経済）の一層の推進を求める意見書

循環型社会形成推進基本法は、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に進めるために制定されました。

循環型社会の形成を通じて目指すべき社会は、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら、持続的に発展することができる社会であり、地域におけるサーキュラーエコノミーの推進は、循環型社会の形成、地方創生、地域活性化の実現に大きく貢献し得るものです。実際に、先進的な取組を進める自治体が現れ始めており、脱炭素ビジネスの推進や資源循環ビジネスの構築などにより、地域に新たな付加価値や雇用が創出されています。

このように、地域のサーキュラーエコノミーを推進することは、地域課題の解決とともに、地域に新たなビジネスや価値を生み出すことによる地方創生の実現に資するものです。

よって、政府は、地方創生に貢献するサーキュラーエコノミーの一層の推進のため、下記の措置を講じるよう強く求めます。

記

1. 地域経済の活性化を図るため、地域の循環資源の再生可能資源の活用など、自治体と民間企業の連携による資源循環ビジネスの創出への支援を強化すること。
2. 地域における廃棄物処理の広域化、廃棄物処理施設の集約化、エネルギー回収の高度化等を推進するとともに、脱炭素かつ持続可能な適正処理に資する資源循環の体制強化に対する支援を拡充すること。
3. 製品の長期メンテナンスやリユース製品の積極的な利用といった、ライフスタイルに係る地域住民及び消費者の意識変革や行動変容を促すとともに、自治体と民間団体の連携によるリユース製品の循環環境の整備を支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年3月28日

枚方市議会議長 藤田幸久

〈提出先〉

環境大臣

経済産業大臣